出雲市歴史文化基本構想

平成２９年(2017) ３月

島根県出雲市

表紙写真

左上 ： 日御碕神社（日沉宮）　　右上 ： 国富中村古墳石室

左下 ： 佐志武神社奉納神事華　　右下 ： 立久恵峡

はじめに

出雲市は、山陰地方の中でも豊富な歴史文化遺産を有する自治体で、「神話の国出雲」の中核です。奈良時代に編まれた『古事記』や『出雲国風土記』には、豊かな古代出雲の姿とともにこの地を舞台とする神話が数多く記されています。ここ出雲は、その神話や風土記の世界が私たちの身近に今でも息づいているまちなのです。また、神話とともに往時の繁栄を物語る荒神谷遺跡などの古代遺跡のほか、今日に至るまで連綿と受け継がれてきた出雲大社や鰐淵寺などの古社寺、神楽をはじめとした民俗芸能など、有形・無形の文化財が数多くあります。

こうした地域の多様な文化財を適切に保存・活用し継承していくためには、個々の文化財の保護に加えて、点在する文化財を歴史的・地域的視点から概観し、関連する文化財群として、また、周辺環境を含めた計画区域として、総合的に把握することが大切です。

このため当市では、地域の文化財を有形・無形、指定・未指定にかかわらず隈なく調査いたしました。そして、その成果に基づき、文化財を総合的に保存・活用するための構想策定を目的に、昨年度、委員会を設置して審議を重ね、本年１月３０日に「出雲市歴史文化基本構想」を策定するに至りました。本書は、この構想の周知を図るために発刊するものであり、多くの方々に活用していただければ幸いです。

今後は、本構想を当市における文化財行政のマスタープランとして位置づけ、「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」を基軸として、行政・地域・市民が一体となった文化財の保存・活用の取組を実施していく考えです。また、出雲市の歴史文化遺産の魅力を“出雲ブランド”として広く情報発信することで、文化財を生かしたまちづくりを推進していきます。

最後になりましたが、各種の文化財調査でご協力いただいた市民の皆様、本構想策定にあたりご指導、ご鞭撻をいただいた委員会委員の皆様に、心から感謝いたしますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成２９年(2017) ３月
出雲市長 長岡 秀人

目次

はじめに

序　論 ---------- 1
第１節　歴史文化基本構想の背景と目的 ･････････････････････････････････ 1
第２節　歴史文化基本構想の位置づけ ･････････････････････････････････ 2
第３節　歴史文化基本構想の構成 ･････････････････････････････････････ 3
第４節　文化財把握の方針 ･･ 4
第５節　策定体制と経過 ･･ 7

第１章　出雲市の概況と歴史文化の特徴 ---------- 12
第１節　出雲市の概況 ･･ 12
第２節　出雲市の文化財の現状 ･･ 34
第３節　市民意識からみた歴史文化の現状 ･････････････････････････････ 69
第４節　出雲市の歴史文化の特徴と価値、課題 ･････････････････････････ 85

第２章　文化財の保存・活用の基本理念と基本的方針 ---------- 90
第１節　文化財の保存・活用の基本理念 ････････････････････････････････ 90
第２節　文化財の保存・活用の基本的方針 ･･････････････････････････････ 91

第３章　関連文化財群の設定と取組の展開 ---------- 93
第１節　関連文化財群の設定 ･･ 93
第２節　関連文化財群の特色と取組方向 ････････････････････････････････ 98

第４章　歴史文化保存活用区域の設定と取組の展開 ---------- 121
第１節　歴史文化保存活用区域の設定 ･･････････････････････････････････ 121
第２節　歴史文化保存活用区域の特色と取組方向 ････････････････････････ 126

第５章　保存活用計画作成の考え方 ---------- 145
第１節　保存活用計画の目的 ･･ 145
第２節　保存活用計画を定める文化財等の対象と作成主体 ･･････････････････ 147
第３節　保存活用計画に定めることを検討する事項 ･･････････････････････ 149
第４節　文化財の保存・活用・整備の取組 ･･････････････････････････････ 150

第６章　文化財の保存・活用を推進するための体制整備と進行管理 ---------- 159
第１節　文化財の保存・活用の体制づくり ･･････････････････････････････ 159
第２節　文化財の保存・活用の取組展開 ････････････････････････････････ 161
第３節　文化財の保存・活用に関する計画・事業等の進行管理 ･･････････････ 164

資料編（付録ＣＤに次のファイル名でデータ収録）

00.出雲市歴史文化基本構想の構成と要点
01.文化財の地域別聞き取り調査の成果
02.神社建造物悉皆調査 調査成果一覧表（一部中間報告）
03.神社建造物悉皆調査 形式別分布図
04.古文書等一覧（付、市外所蔵文書）
05.記紀伝承地・風土記登場地の調査概要
06.戦前の民家に関する調査
07.無形民俗文化財の調査概要

序論

第１節　歴史文化基本構想の背景と目的

『古事記』や『日本書紀』には、出雲を舞台とする神話が数多く記され、『出雲国風土記』には豊かな古代出雲の姿や、壮大な国引き神話が語られています。今でも出雲市には、古（いにしえ）から受け継がれてきた記紀※1伝承地や風土記登場地が、私たちの身近に存在しています。

また、荒神谷（こうじんだに）遺跡、西谷（にしだに）墳墓群（ふんぼぐん）などは、神話とともに往時の繁栄を今に伝え、出雲市にかつて大きな勢力が存在し、広く交流・交易を行いながらも独自の文化を発展させていたことを物語っています。

さらに、今に至るまで連綿（れんめん）と引き継がれてきた出雲大社※2や鰐淵寺（がくえんじ）をはじめとする市内の古社寺は、出雲市の文化の継承を象徴する歴史文化遺産（文化財）です。

加えて、築地松（ついじまつ）が特徴づける散居集落、斐伊川（ひいかわ）や神西湖（じんざいこ）の景観、神楽をはじめとした民俗芸能など、有形・無形の文化財があり、その中には、未指定・未登録のものも数多くあります。

これらの文化財を保存・活用するため、出雲市では文化財の調査や研究、指定や登録、史跡の環境整備、出雲弥生の森博物館と荒神谷博物館の整備、各種学習・体験機会の提供など文化財サイドからの取組とともに、神門通（しんもんどお）りの整備や交流機会の確保、景観計画の策定など、都市計画やまちづくり、地域の活性化などの面からも施策・事業に取り組んでいます。

一方で、人口減少社会や少子高齢化など、これまで文化財を支え、育んできた地域社会の状況変化により、文化財を次世代へ継承していくことが困難になりつつあります。

このため、文化財への関心を高めながら、それを支える人材の育成、行政と住民等が連携した協働のまちづくりが、より重要性を増しています。また、地域の魅力づくり、愛着感の醸成（じょうせい）、定住条件の向上においても、歴史文化は重要な役割を有しており、その活用には、市民等の協力と参加、発想が大きな力となります。

文化財は、地域の自然や人々の営みと関わりながら生み出され、価値を形成し、継承されてきたものであり、相互に数多くの関連性を持っています。このため、地域の多様な文化財を保存・活用し、継承していくためには、指定の有無や類型の違いにかかわらず、個々の文化財の保護に加えて、文化財を総合的に、かつ、歴史的・地域的視点から把握し、関連する文化財群として、周辺環境を含めて保存・活用することが必要とされています。

こうしたことから出雲市は、地域に存在する文化財を、有形・無形、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための指針となる「出雲市歴史文化基本構想」を策定しました。

※1　記紀
『古事記』と『日本書紀』の総称です。

※2　出雲大社
古くは杵築大社（きづきたいしゃ、きづきのおおやしろ）と呼ばれていましたが、明治４年（1871）に出雲大社（いずもたいしゃ、いづもおおやしろ）と改称されました。
本構想中 第１章第１節「４　出雲市の歴史」の年表（出雲市に関わる主要な事項）では、上記の歴史的な経緯に基づき「杵築大社」としますが、それ以外については原則として、一般的な表記である「出雲大社」を用いることとします。

第２節　歴史文化基本構想の位置づけ

出雲市歴史文化基本構想は、出雲市の最上位計画である「出雲市総合振興計画 新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」を文化財行政の面から支えるものであり、文化財行政の最上位の計画(構想)として位置づけます。

歴史文化基本構想の策定においては、学識経験者等で構成する 「出雲市歴史文化基本構想策定委員会」及び「出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会」で内容を審議し、都市政策、経済政策をはじめ庁内の関係部局との連携を図りました。

また、「出雲市総合振興計画」を上位計画とするほか、関連計画として「第２期出雲市教育振興計画」「出雲市都市計画マスタープラン」「出雲市景観計画」「出雲市観光基本計画」などとの整合を図りました。

なお、出雲市においては、「文化財」を「歴史文化」と捉え、地名や方言、食文化なども保存・活用の対象の範囲としました。

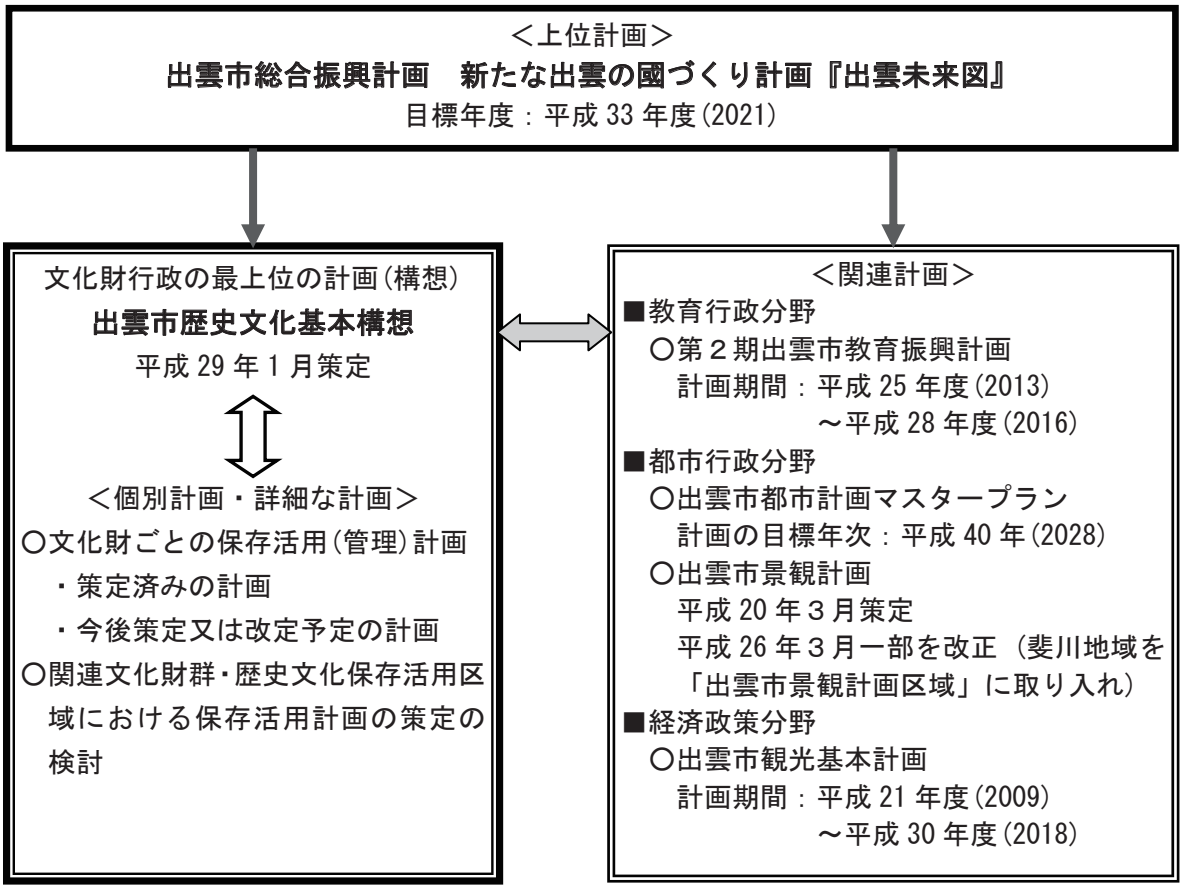

図１　上位計画及び関連計画

第３節　歴史文化基本構想の構成

出雲市歴史文化基本構想は、序論と６つの章で構成しており、作成にあたっては、「文化的な資源や宝」に関するアンケート調査、文化財の地域別聞き取り調査、並びに専門的な調査や現地調査（神社建造物悉皆（しっかい）調査、寺院所有の美術工芸品調査、旧家所有文書調査、記紀伝承地・風土記登場地の調査、築地松実態調査、戦前の民家に関する調査、無形民俗文化財の調査）を行い、出雲市の歴史文化の現状や特徴、課題の把握などに生かしました。

また、調査及び構想の作成過程では、出雲市歴史文化基本構想策定委員会、同調査運営委員会を開催し、各委員からの意見等も構想へ反映させました。

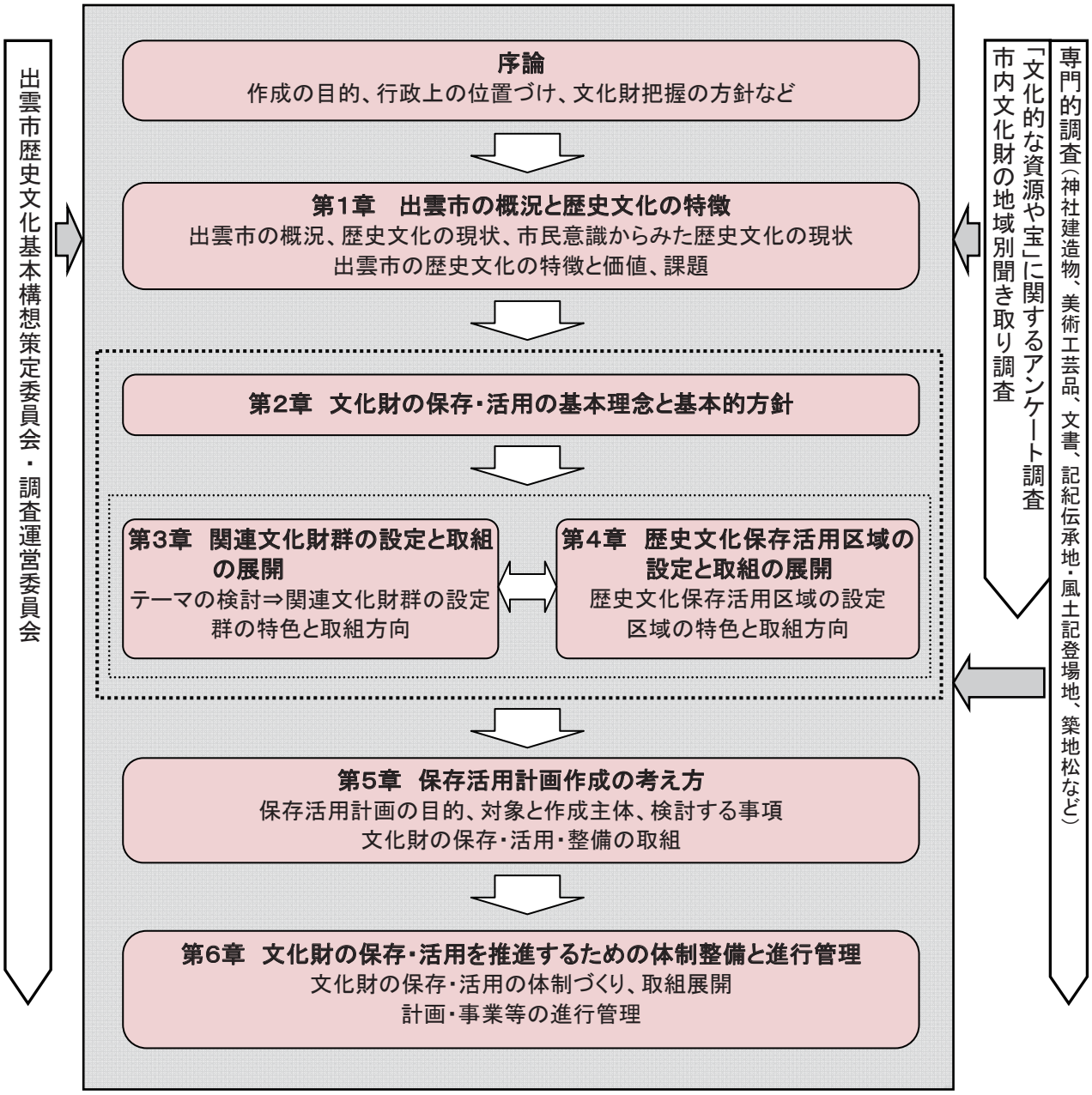

図２　歴史文化基本構想の構成と作成フロー

第４節　文化財把握の方針

１　歴史文化基本構想の対象

歴史文化基本構想にある「歴史文化」とは、文化財と文化財に関わる様々な要素とが一体となったものを指します。この文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができます。（「歴史文化基本構想」策定ハンドブック：文化庁文化財部）

こうした点を踏まえ出雲市では、歴史文化基本構想において対象とする歴史文化を、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、文化財保護法に規定される６種類の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に加え、埋蔵文化財や歴史的な地割・町割、小径・路地なども対象とします。さらに、前記の「文化財と文化財に関わる様々な要素とが一体となったもの」に該当する景観、自然環境、文化財を支える活動、伝承・物語・方言、伝統産業、食文化なども対象の範囲とします。

なお、文化財とは、一般的には指定文化財を指すことが多いですが、「指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産」とされています（文化審議会文化財分科会企画調査会・報告書　平成 19 年（2007）10 月 30 日）。

このことを踏まえ、本構想において「文化財」と記している場合は、原則「歴史文化」と広義に捉えます。

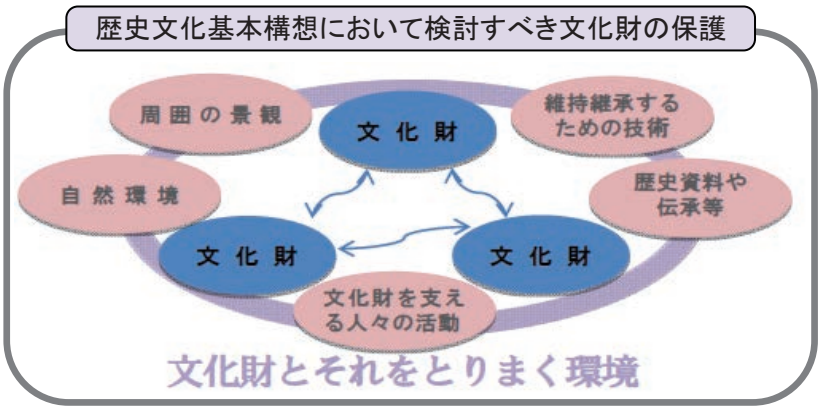

※「歴史文化基本構想」策定ハンドブック（文化庁）より

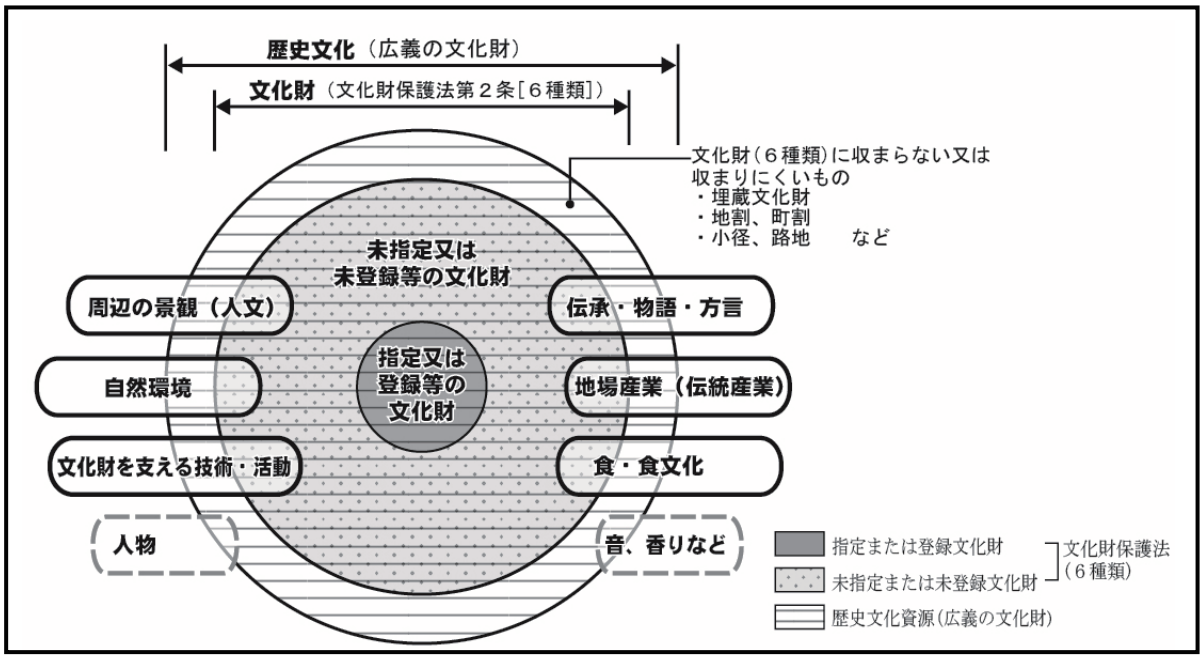

図３　出雲市における歴史文化基本構想の対象範囲（歴史文化）

２　文化財調査の手法と方針

本構想で対象とする文化財（歴史文化）のうち、未指定等のものについては、膨大な数に及ぶと推定され、文化財を総合的に把握するためには、市民等の協力と参加によって、継続的に調査を行う必要があります。

また、未指定等の文化財のいくつかについては、文化財の種類ごとによる、より詳細な調査が求められます。

さらに、指定・未指定等を問わず、文化財の内容や特色・価値を掘り下げたり、新たな視点からの調査を行ったりすることも重要です。例えば、関連文化財群に関わるテーマを切り口とした調査などが考えられます。

こうしたことを踏まえ、文化財を総合的に把握していくために、次の調査を継続的に行うこととします。なお、調査を継続して行うための体制や手法については、今後、具体的に検討します。

〇文化財の聞き取り調査

・平成 27 年度は地域別に聞き取り調査を実施

・今後、必要に応じて、市内文化財の聞き取り調査を実施します。

〇文化財の種類（類型）別及び専門的調査

・平成 27 年度・28 年度：神社建造物悉皆調査、寺院所有の美術工芸品調査、旧家所有文書調査、記紀伝承地・風土記登場地の調査、築地松実態調査、戦前の民家に関する調査、無形民俗文化財の調査を実施

・今後、必要に応じてこれらの調査を継続して実施します。

・また、新たな調査の対象について検討します。

〇その他文化財の調査

・関連文化財群としての実際の活用など、より内容の掘り下げが必要になる場合においては、関係する調査を検討します。

・文化財の周辺環境の整備・活用を行う場合などにおいては、文化財の周辺環境の調査を検討します。

３　文化財の調査（把握）と評価の視点・基準

文化財の調査においては、該当する文化財の種類（類型）又はそれ以外の区分、時代、歴史的変遷、内容・特色、保存状態、活用状況を基本的な事項として、把握に努めるとともに、文化財の内容に応じて、社会・経済・文化的な役割、地域（人々の営み、暮らし）との関わり、都市・地域の形成、保存技術の伝承などについて調査を行います。

こうした調査をもとに、次の２つの視点・基準から、保存や活用を検討します。

〇文化財の価値づけ⇒文化財の保護を検討

〇文化財の活用を主眼とした魅力・可能性の把握⇒日本遺産、観光振興などの検討

4　文化財の調査の記録とデータ管理の方法

文化財の調査を通じて把握した情報等は分類・整理し、文化財課における一元管理を図るとともに、検索可能な形でのデータベース化及び庁内における情報の共有化を目指します。

また、こうした文化財の情報等は、未指定等の文化財の保護（保存・活用）の検討とともに、個人情報の保護を前提に、観光や産業振興、まちづくり、地域活性化、景観保全・形成などの基礎資料として活用に努めます。

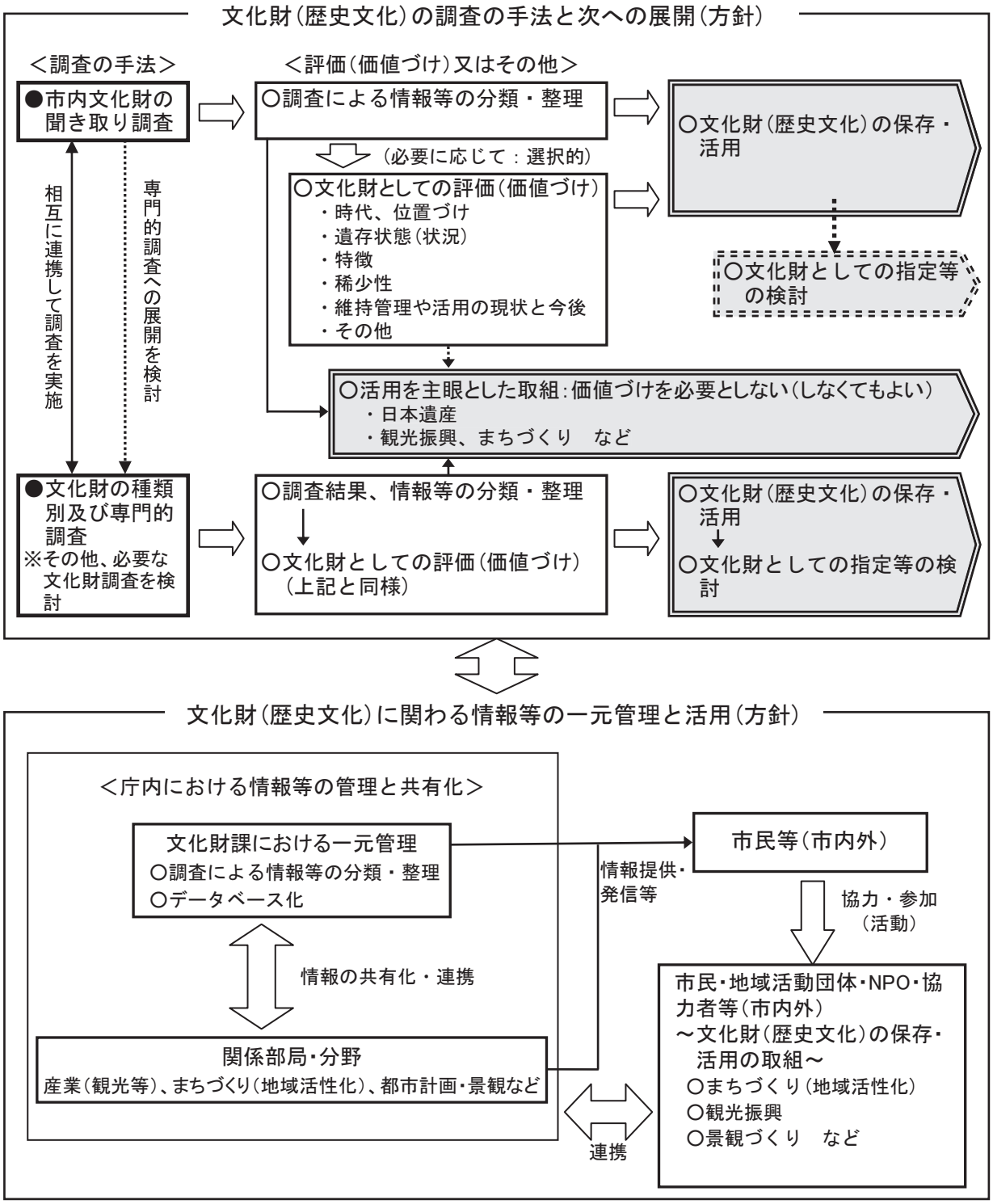

図４　文化財（歴史文化）の調査及びデータの管理・活用

第５節　策定体制と経過

１　歴史文化基本構想の策定体制

出雲市歴史文化基本構想は、出雲市市民文化部文化財課が事務局となり、関係する調査及び作業を行うとともに、学識経験者等で構成する「出雲市歴史文化基本構想策定委員会」及び「出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会」で審議し策定しました。

また、策定過程においては、庁内関係部局との調整・連携を行いました。

出雲市歴史文化基本構想策定委員会

順不同・敬称略

委員氏名	所属など	分野	備考
石　川　寿　樹	島根県農業協同組合　出雲地区本部 本部長	観光及び商工	
板　倉　明　弘	出雲市議会 副議長	市民の代表	
糸　原　直　彦	出雲商工会議所 専務理事	観光及び商工	
大　崎　　強	コミュニティセンター長会 会長	市民の代表	平成 27 年度
安　食　光　男			平成 28 年度
小　野　篤　彦	出雲観光協会 事務局長	観光及び商工	
大 日 方 克 己	島根大学　法文学部　社会文化学科 教授	歴史及び文化	
坂　井　秀　弥	奈良大学　文学部　文化財学科 教授	歴史及び文化	副委員長
玉　串　和　代	(公財)しまね国際センター 常務理事・事務局長	歴史及び文化	
藤　岡　大　拙	荒神谷博物館 館長	歴史及び文化	委員長
丹　羽　野　裕	島根県　教育庁　文化財課 課長	文化財保護及び教育	
松　本　岩　雄	島根県立八雲立つ風土記の丘 所長	歴史及び文化	
板　倉　　優	出雲市　都市建設部 部長	関連行政部局	
小　瀧　昭　宏	出雲市　経済環境部 部長	関連行政部局	
杉　谷　　学	出雲市教育委員会　教育部 部長	関連行政部局	

計 14 名　　任期：平成 27 年(2015)10 月 26 日から平成 29 年(2017)3 月 31 日まで

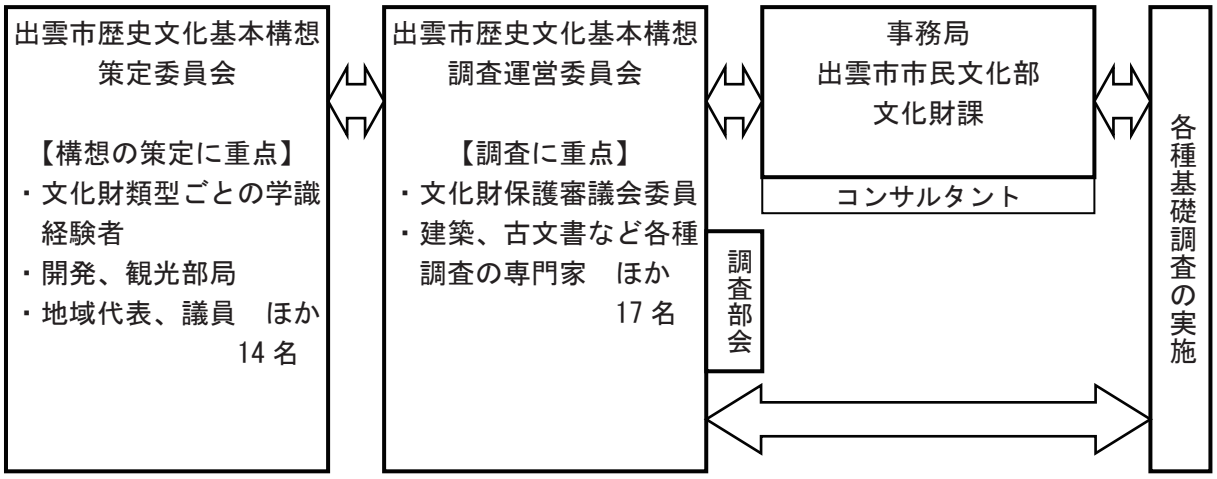

図 5　出雲市歴史文化基本構想の策定体制

出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

順不同・敬称略

委員氏名	所属など	分野	備考
淺　沼　政　誌	島根県　教育庁　文化財課 企画幹	民俗文化財	
井　上　寛　司	島根大学 名誉教授	古文書・歴史資料 （中世史）	
岡　　宏　三	島根県立古代出雲歴史博物館 専門学芸員	古文書・歴史資料	
梶　谷　亮　治	奈良国立博物館名誉館員	美術工芸 （彫刻・絵画）	
佐 々 木 杏 里	(公財)手錢記念館 学芸員	国文学・郷土史	
佐　藤　仁　志	松江市文化財保護審議会 委員	天然記念物 （生物）	
多 久 田 友 秀	島根県近世史研究会 会員	歴史資料 （近世史）	
田　中　正　實	田儀櫻井家たたら製鉄遺跡保存会	郷土史	
中　村　唯　史	島根県立三瓶自然館サヒメル 学芸員	天然記念物 （地質・鉱物）	
西　尾　克　己	大田市教育委員会　石見銀山課 特任講師	史跡・考古資料	副委員長
錦　田　剛　志	島根県神社庁 理事	宗教文化・神道美術	
藤　原　　隆	(公財)出雲文化伝承館　博物館事業部 次長	美術工芸	
的　野　克　之	島根県立古代出雲歴史博物館 学芸部長	工芸 （彫刻）	
馬　庭　孝　司	大社史話会	郷土史	
森　山　晃　兆	神門ヒスタム	郷土史	
山　﨑　裕　二	(公財)いづも財団 事務局次長	古文書・歴史資料	委員長
和　田　嘉　宥	米子工業高等専門学校 名誉教授	建造物	

計 17 名　　任期：平成 27 年(2015)9 月 24 日から平成 29 年(2017)3 月 31 日まで

２　歴史文化基本構想の策定経過

出雲市歴史文化基本構想の策定の経過は、次のとおりです。

■第１回出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

開催日：平成 27 年 10 月 15 日(木)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
出雲市歴史文化基本構想の策定について
策定の体制と進め方
市内文化財の基礎調査について(目的・実施体制)
各基礎調査の概要
（１）市民の文化財に対する意識調査
（２）文化財の地域別聞き取り調査
（３）神社建造物悉皆調査
（４）寺院所有の美術工芸品調査
（５）旧家所有文書調査
（６）記紀伝承地と風土記登場地の調査
（７）築地松実態調査
（８）戦前の民家に関する調査
（９）無形民俗文化財の調査

■第１回出雲市歴史文化基本構想策定委員会

開催日：平成 27 年 11 月 20 日(金)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
出雲市歴史文化基本構想の策定について
策定の体制
市内文化財の各種基礎調査
策定スケジュール
出雲市歴史文化基本構想の内容
(基本的な構成・目次構成と内容)
テーマ(ストーリー)についての意見交換

■第２回出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

開催日：平成 28 年２月９日(火)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
出雲市歴史文化基本構想の構成等について
策定のスケジュール
市内文化財の各種基礎調査の進捗状況について
（１）「文化的な資源や宝」に関するアンケート調査結果
（２）文化財の地域別聞き取り調査(中間報告)
（３）神社建造物悉皆調査、寺院所有の美術工芸品調査
（４）旧家所有文書調査
（５）記紀伝承地と風土記登場地の調査、築地松実態調査、戦前の民家に関する調査
（６）指定候補の無形民俗文化財調査
（７）和歌について

■第２回出雲市歴史文化基本構想策定委員会

開催日：平成 28 年３月 23 日(水)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
文化財の各種基礎調査の進捗状況について
出雲市歴史文化基本構想素案(骨子)について

■第３回出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

開催日：平成 28 年５月 16 日(月)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
市内文化財の各種基礎調査の進捗状況について
（１）市民の文化財に対する意識調査(アンケート)
（２）文化財の地域別聞き取り調査
（３）神社建造物悉皆調査
（４）寺院所有の美術工芸品調査
（５）旧家所有文書調査
（６）記紀伝承地と風土記登場地の調査
（７）築地松実態調査
（８）戦前の民家に関する調査
（９）無形民俗文化財の調査
出雲市歴史文化基本構想素案(骨子)について

■第３回出雲市歴史文化基本構想策定委員会

開催日：平成 28 年６月 30 日(木)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
出雲市歴史文化基本構想素案について
日本遺産の申請について

■第４回出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

開催日：平成 28 年８月 22 日(月)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
市内文化財の各種基礎調査の成果(概要)と今後の課題
（１）神社建造物悉皆調査
（２）寺院所有の美術工芸品調査
（３）旧家所有文書調査
（４）記紀伝承地・風土記登場地の調査
（５）築地松実態調査
（６）戦前の民家に関する調査
「歴史文化基本構想素案」について

■第４回出雲市歴史文化基本構想策定委員会

開催日：平成 28 年９月 29 日(木)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
市内文化財の各種基礎調査の成果(概要)
「歴史文化基本構想素案」について(次の項目を主に)
（１）第２章　第１節　文化財の保存・活用の基本理念
（２）第３章　関連文化財群の設定と取組の展開
（３）第４章　歴史文化保存活用区域の設定と取組の展開
（４）第５章　保存活用計画作成の考え方
（５）第６章　文化財の保存・活用を推進するための体制整備と進行管理

■第５回出雲市歴史文化基本構想調査運営委員会

開催日：平成 28 年 11 月 15 日(火)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
「出雲市歴史文化基本構想」案の確認
・第５章と第６章について
・序論～第４章の確認
市内文化財の各種基礎調査の成果(概要)

■第５回出雲市歴史文化基本構想策定委員会

開催日：平成 29 年１月 30 日(月)
会　場：出雲弥生の森博物館　１階　たいけん学習室
＜議事＞
「出雲市歴史文化基本構想」案の最終確認
・第２章　第１節　文化財の保存・活用の基本理念
・第５章の内容変更について（「歴史まちづくり法」の策定を検討するため）
・全体の確認
日本遺産の申請内容について